

第 3 期

徳島県鳥獣被害防止対策基本方針（案）

～野生鳥獣による被害のない農林水産業の健全な発展を目指して～

平成 29 年 月

徳島県鳥獣被害防止センター

目 次

第1章 基本方針の趣旨	1
第2章 現状と課題	2
I 農林水産業被害	2
II 野生鳥獣の生息状況	4
III 対策の現状	5
IV 現状分析に見る今後の課題	12
第3章 基本方針	15
I 実施期間	15
II 基本目標	15
III 具体的な取組方向	16
1 防護対策の強化	16
2 捕獲対策の強化	18
3 捕獲鳥獣の利活用の促進	19
4 担い手の育成・確保	20
5 獣種別の取組方向	21
(1) イノシシ	
(2) ニホンジカ	
(3) ニホンザル	
(4) カワウ	
(5) その他鳥類	
(6) その他動物	
IV 目標値	23
V 推進体制と役割分担	24
用語解説	27

本冊子における図表の数字は、徳島県における数字を用いている。
本冊子末尾に用語解説がある語句には、「※○」を付している。

第1章 基本方針の趣旨

徳島県では、平成19年3月に「徳島県鳥獣被害防止対策基本方針」を策定し、野生鳥獣による農林水産業への被害防止対策（以下、「対策」という。）に取り組んできましたが、ここ7年間の農作物被害金額は年間1億円を超える水準にあります。

また、中山間地域を中心に被害は深刻化しており、農林水産業者の経済的な損失だけでなく、営農意欲の減退を招き、耕作放棄の大きな要因となるとともに、その被害は集落の生活にまで及ぶなど定住環境を阻害しております。

これまで、侵入防止柵（以下、「柵」という。）の整備を中心とした対策を積極的に推進してきたことで、一定の被害防止効果が現れておりますが、一方で新たな被害も発生しております。

このため、県、市町村、農林漁業関係団体、猟友会等の関係機関で組織する「徳島県鳥獣被害防止センター※¹」において、対策を効果的に推進するため、情報を共有するとともに、現状をしっかりと分析した上で、中・長期の目標を示す「基本方針」を策定し、獣種別の取組方向、推進体制と役割分担等を明確にした上で、有害鳥獣の捕獲対策にも重点をおき、防護対策との両輪により被害の防止を目指します。

また、今後の過疎・高齢化の進行への対応として、個々への対策の浸透から集落ぐるみの取り組みを進め、「点」から「面」への対策に施策の方向性を転換し、「集落対策」として推進を図ることを盛り込んだ第3期の基本方針を定めます。

第2章 現状と課題

I 農林水産業被害

1 農業被害

本県における野生鳥獣による農作物への被害は、イノシシ、ニホンジカ、ニホンザル、カラス等による果樹、野菜、水稻などに対する食害や踏み倒し等の被害が顕著になっています。

平成27年度の被害金額は1億2,267万円で、5年前の平成23年度（第2期基本方針の基準年度）の1億2,873万円と比べほぼ横ばいとなっており、依然として深刻な状況にあります。

平成27年度の被害金額に占める獣種別の割合は、イノシシが全体の約42%（水稻、タケノコ、ミカンなど）と最も多く、次いで、ニホンジカが約31%（ミカン、ユズ、スダチなど）、ニホンザルが約20%（ミカン、カキ、ユズなど）となり、この3獣種による被害が全体の約93%を占める他、鳥類ではカラス、ヒヨドリが中心ですが、その他、カモによるレンコン被害の増加や、ハクビシン等による被害がみられます。

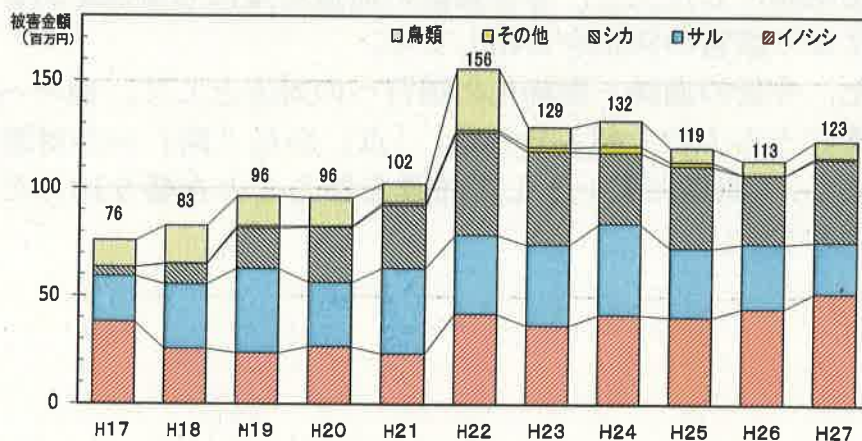


図1 農作物被害金額の推移

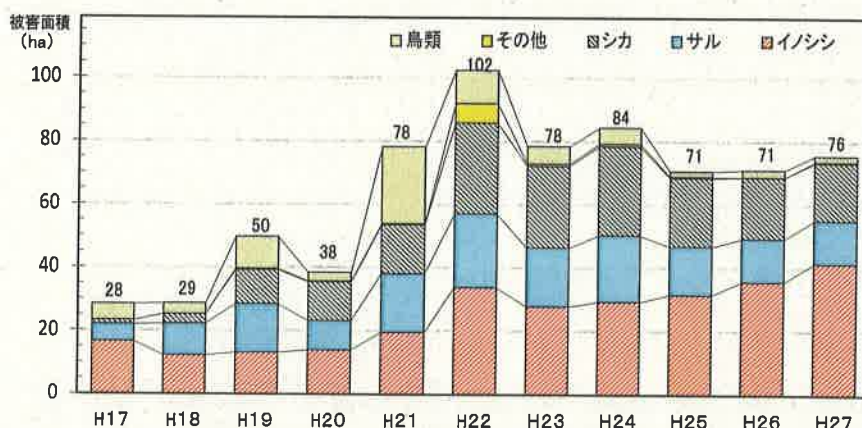


図2 農作物被害面積の推移

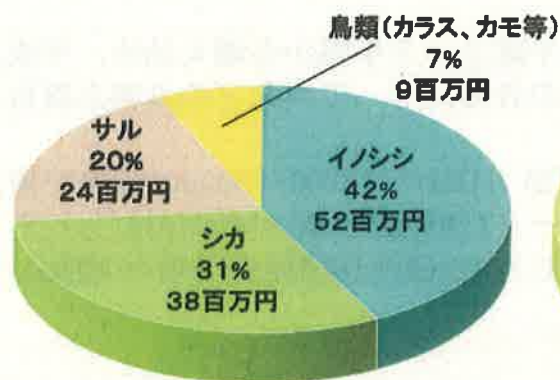


図3 獣種別の被害金額(27年度)

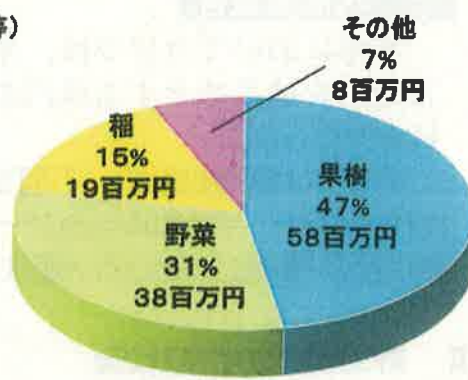


図4 農作物別の被害金額(27年度)

表1 徳島県における獣種別農作物被害金額(平成27年度)

獣種等	被害金額	1位	2位	3位
イノシシ	5,173万円	水稻 1,555万円	タケノコ 674万円	ミカン 483万円
ニホンジカ	3,840万円	ミカン 1,086万円	ユズ 958万円	スダチ 521万円
ニホンザル	2,399万円	ミカン 357万円	カキ 222万円	ユズ 192万円
カラス	399万円	ナシ 136万円	カキ 95万円	カンショ苗 93万円

2 林業被害

近年の主な林業被害はニホンジカによるもので、平成元年以降に顕著化し、平成5年から急激に増加し始め、平成7年度には約419haのピークに達しました。

その後は柵の設置などにより減少したものの、依然被害は続いており、平成27年度の被害面積の推計は、県全体で約133haとなっています。

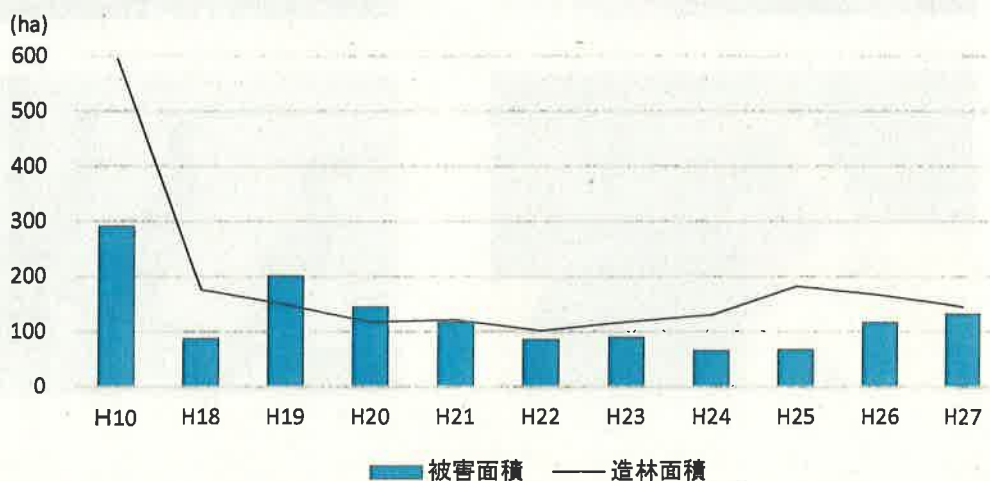


図5 造林面積とニホンジカによる被害面積の推移

3 水産業被害

本県においてカワウは、平成2, 3年頃から増え始め、平成7年頃から吉野川をはじめとする県内の各河川で、アユなどの食害が報告されるようになりました。

カワウは魚食性で、1羽が1日あたり300～500gの魚類を捕食するといわれており、平成26年をピークに個体数の減少傾向が見られるものの、被害状況が悪化していると感じる内水面漁業関係者が年々増加しています。

II 野生鳥獣の生息状況

本県のイノシシ、ニホンジカの生息数は増加傾向にあり、ほぼ県下全域で生息が確認されております。

生息数は、統計手法の性質による年次変動があるものの、「第二種特定鳥獣管理計画※2」によると、イノシシについては約13,000頭、ニホンジカについては約49,000頭と推定されています。

また、ニホンザルについても、加害個体群はその生息区域を拡大しており、加害個体群は約160群れ（最大）、生息数は7,000頭（最大）と推定されています。

また、県内におけるカワウの生息数は、季節による変動があるものの2,400羽程度と推測されています。近年はねぐら、コロニーの箇所数が増加傾向にあります。



Ⅲ 対策の現状

1 防護対策

(1) 柵の整備

農作物の被害対策としては、各市町村では、地域協議会等が事業主体となり、国の「鳥獣被害防止総合対策交付金※³」や県単独事業を活用し、この17年間で延べ1,680km（うち電気柵638km）の柵が1,327集落で整備されました。これは、県内集落（世界農林業センサス（2010年））のうち、約60%の集落で整備を行ったことになります。

また、林業被害対策としては、平成27年度までに、この21年間で延べ137kmの柵が、造林地209haにおいて食害防止チューブが整備されました。

表2 侵入防止柵の整備状況 注1（平成28年11月現在）

柵総延長距離 (km)	農業集落数 注2 (件)	柵整備集落数 (件)	柵整備率 (%)
1,680	2,247	1,327	59.1

注1 H11～27年度整備（県単独事業及び国交付金を活用して整備した総計）

注2 参考データ：世界農林業センサス（2010年）

注3 柵整備集落のうち、計画的な整備のため、集落に未整備農地が存在することもある

表3 侵入防止柵の整備実績（国補事業又は県単独事業を活用）

施設	県単事業			交付金事業 注1			合計
	H11～26	H27	小計	H20～26	H27	小計	
侵入防止柵 (km)	517.6	0	517.6	1081.5	81.3	1162.8	1680.4
うち電気さく (km)	442.6	0	442.6	184.6	11.2	195.8	638.4

注1 「鳥獣被害防止総合対策交付金」及び「鳥獣被害防止施設緊急整備事業」の合計

表4 林業被害防除対策の実施状況（林業関係補助事業分）

年 度	H7	H12	H17	H22	H23	H24	H25	H26	H27	合計
防護柵(km)	2.30	28.20	25.99	17.89	14.67	15.38	5.04	7.46	19.79	136.72
食害防止チューブ(ha)	0	0	0	3.32	10.64	37.15	51.96	51.68	54.6	209.35

(2) 集落環境整備

農地周辺には、放任果樹、耕作放棄地の雑草、作物残さなど、「人にとっては価値のないもの」でも、野生鳥獣にとっては安全で容易に食べることのできる「価値のあるエサ」が多く存在し、これらが誘引物となって集落が野生鳥獣の捕食場所となっています。

このため、誘引物の除去や野生鳥獣と人とのすみ分け対策として、野生鳥獣の生息地と農地の間に緩衝帯（バッファゾーン）を設けるなど、野生鳥獣が集落等に出没しにくい環境づくりに取り組むモデル集落を、平成27年度までに31箇所育成しました。

(3) 追い払い

ニホンザルについては、モンキードッグ※4の導入が対策の一翼を担っており、6市町村で累計50頭（H27年3月末現在）を導入しています。

また、その他、ロケット花火やモデルガンを用いた追い払いも実施しています。

表5 モンキードッグの育成頭数

年度	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	計
頭数	3	1	7	6	2	11	2	6	5	7	50

(4) その他

被害実態については、市町村や生産者等からの情報を基に調査等を行い把握していますが、必ずしも全てが網羅されておらず、潜在的な被害があるものと推測されます。

そこで、「鳥獣被害地図情報システム※5」による農作物被害や捕獲、生息状況等に関するデータの蓄積を進めているところです。

2 捕獲対策

(1) 適正な個体数管理

県では、「第12次鳥獣保護管理事業計画」に基づき、農林産物や自然植生に被害を与えているニホンジカや、農産物への被害が著しいイノシシとニホンザルについて、個体数管理、適正な被害防止対策及び生息地管理の具体的な方法を定めた「第二種特定鳥獣管理計画※2」を策定し、適正な管理に努めています。

イノシシ

近年では、農業被害が増加傾向にあり、依然として沈静化が見えない状況にあることから、適正管理の推進を目的として、第4期（平成29年4月～平成34年3月）の計画を平成28年度に策定。

ニホンジカ

近年では、県西部などへ生息域が拡大し、農業被害や剣山山系など高標高域の自然植生に対する食害が深刻となっていることから、適正管理の推進を目的として、第4期（平成29年4月～平成34年3月）の計画を平成28年度に策定。

ニホンザル

生息範囲が拡大傾向にあり、農耕地への依存度を高めていることから、農作物被害は高い水準で続いています。

県では、平成27年度に地域個体群の維持にも配慮しつつ、農作物被害や生活環境被害の防止を図る目的で、「第1期ニホンザル適正管理計画」を策定。

さらに、平成28年度にはニホンザルの管理方法をより具体的に明記した「第2期ニホンザル適正管理計画」を策定し、引き続き「被害の防止」と「地域個体群の保全」を両輪とした管理対策を推進していくこととしています。

(2) 捕獲の状況

イノシシ、ニホンジカ、ニホンザルの捕獲数は年々増加し、平成23年度に13,292頭（狩猟が42.5%，許可捕獲が57.5%）であったものが、平成27年度には、「鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（国補）※⁶」，「ニホンジカ管理プロジェクト事業（県単）」，「指定管理鳥獣捕獲等事業（国補）※⁷」などの実施や捕獲檻の導入支援（1,111基導入，うち大型捕獲檻※⁸は33基，国補又は県単）などにより捕獲対策が強化され，23,072頭（狩猟が22.9%，許可捕獲が77.1%）を捕獲し，特に，許可捕獲が増加しています。

また，効率的な捕獲を実施するため，農林水産総合技術支援センターにおいて，市町村と連携してGPSを活用したニホンザルの行動解析に基づく捕獲技術やニホンジカの誘引捕獲技術の開発に取り組んでいます。

表6 捕獲檻の整備状況（国補事業又は県単独事業を活用）

施設	県単事業			交付金事業 注1			合計
	H11～26	H27	小計	H20～26	H27	小計	
捕獲檻（基）	311	0	311	759	41	800	1,111

注1 鳥獣被害防止総合対策交付金及び鳥獣被害防止施設緊急整備事業の合計

ア 狩猟

狩猟免許登録者数は，昭和53年の6,577人をピークに減少傾向にあり，平成27年度の狩猟者数は2,396人とピーク時の約1/3にまで減少し，特に，第一種銃猟者の減少が著しくなっています。

一方で，農業者自らが農作物被害に対応するため，わな免許の所持が増加していることを背景に，網・わな猟の登録者は増加傾向にあります。

また，出前講座等の実施により，平成27年度の新規狩猟免許取得者は287人（前年247人）と増加しましたが，年齢別の狩猟免許交付者で見ると，60歳以上の狩猟者が約70%を占め高齢化が進行しています。

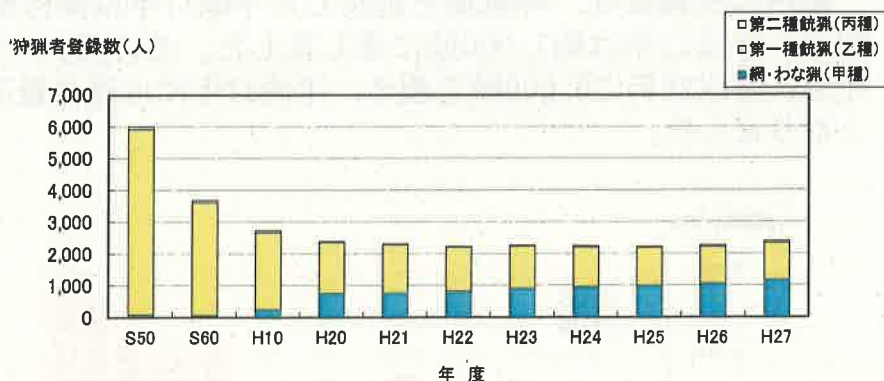


図6 狩猟者登録者数の推移

表7 年齢別狩猟免許交付者数（平成27年4月現在）

年齢(歳)	20～29	30～39	40～49	50～59	60以上	合計
交付数(人)	40	136	228	437	2,054	2,895
割合(%)	1.4	4.7	7.9	15.1	70.9	100.0

イ 許可捕獲

ア) 有害鳥獣捕獲

被害が発生した場合は、被害者からの捕獲依頼に基づき、各自治体が地区有害駆除班に依頼して有害鳥獣捕獲※⁹を実施しています（平成16年度から市町村に対して捕獲許可の委譲を進め、平成20年4月に県内全ての市町村に委譲し、被害に迅速に対応）。

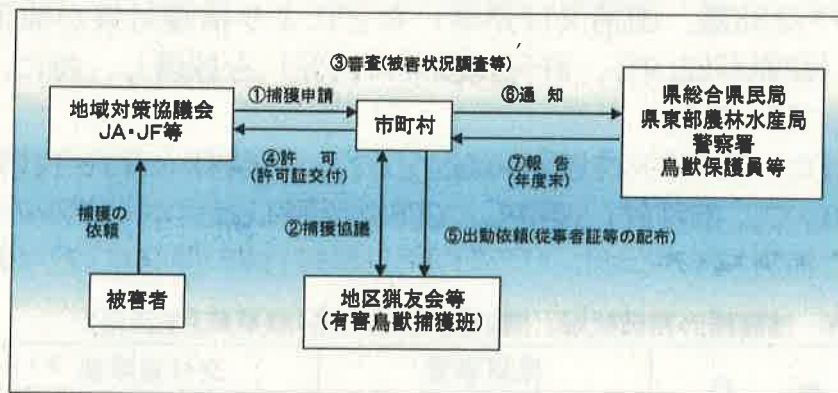


図7 有害鳥獣捕獲の仕組み

イ) 指定管理鳥獣捕獲等事業

県が事業主体で管理捕獲を行うべき地域の中で、生息状況、被害発生状況を踏まえ、特に個体数管理を強化する必要があると認められる地域において、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律※¹⁰」第14条の2の規定に基づき、平成27年度からニホンジカについて「指定管理鳥獣捕獲等事業※⁷」を実施し、平成28年度にはイノシシを追加しました。

ウ 獣種別捕獲状況

ア) イノシシ

県内の捕獲数は、狩猟期を延長した平成17年以降は毎年4,000頭を超え、平成22年は約7,000頭に達しました。その後、一時減少しましたが、平成26年に8,000頭を超え、平成27年には過去最高の約8,800頭となりました。

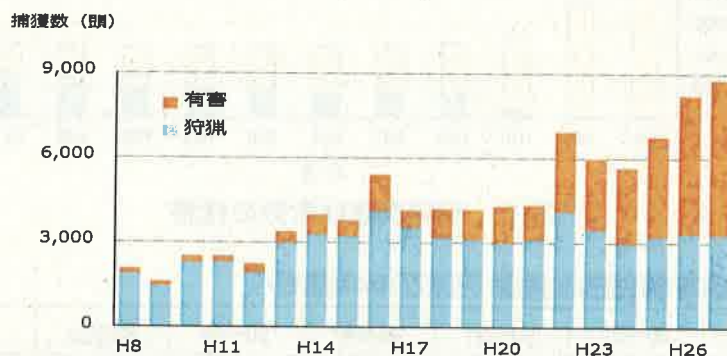


図8 捕獲頭数の推移(イノシシ)

イ) ニホンジカ

県内の捕獲数は、年々増加して平成26年度には10,000頭を超え、平成27年度は過去最高の約12,500頭となりました。

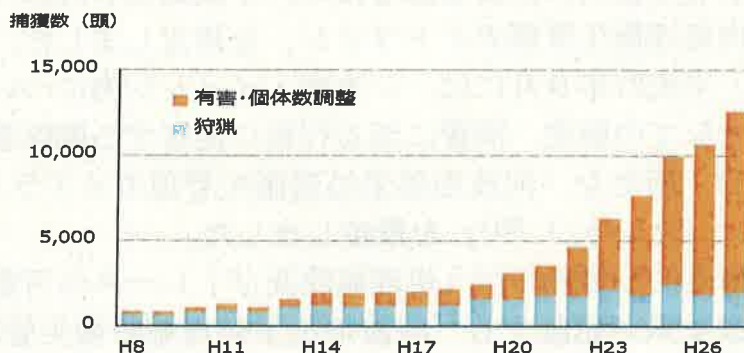


図9 捕獲頭数の推移(ニホンジカ)

ウ) ニホンザル

平成13年度までは200頭未満でしたが、生息域が拡大し農作物被害の増加や集落への出没が増加したため、捕獲が強化され、近年では、毎年1,400～1,800頭が捕獲されています。

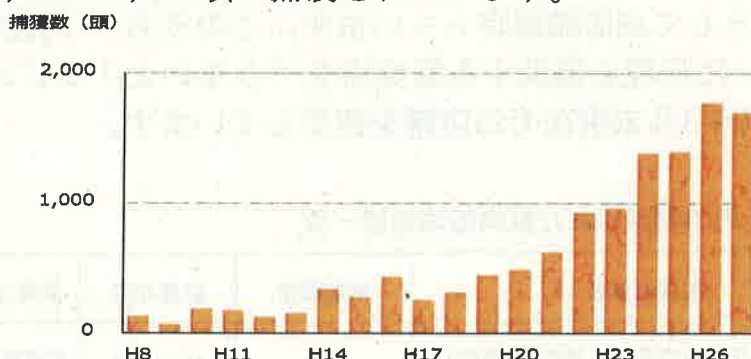


図10 捕獲頭数の推移(ニホンザル)

エ) カワウ

平成12年度までは100羽未満でしたが、生息区域が拡大し被害が増加したため、平成15年度からは毎年1,000羽以上捕獲されました。

一時は600羽前後の捕獲となり、近年、被害の再び増加したことから、捕獲が強化され、平成27年度に1,034羽が捕獲されました。

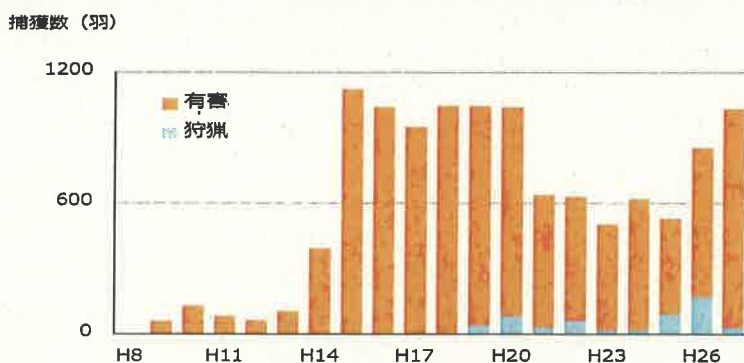


図11 捕獲頭数の推移(カワウ)

3 捕獲鳥獣の利活用

県では、捕獲鳥獣の食肉としての活用を促進する取組みを行っています。

安全で安心な獣肉の供給を図るため、平成22年5月に「徳島県シカ肉・イノシシ肉処理衛生管理ガイドライン」を策定しました。

さらに、平成27年9月には、シカ肉・イノシシ肉について、狩猟から処理、食肉としての販売、消費に至る行程に従事する関係者が安全性の徹底を図るため、新たな「阿波地美栄処理衛生管理ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）※11」を策定しました。

また、衛生的な処理を行う処理施設及びトレースが可能な適正表示を行う優良施設を県が認証する「阿波地美栄処理施設衛生管理認証制度※12」を定め、衛生講習会を開催して普及啓発に努めています。

このガイドラインに則した処理施設が県内5箇所・6施設に整備され、平成27年度はニホンジカ375頭、イノシシ139頭が食肉として処理されました。

また、ガイドラインに則した処理施設から出荷された安全安心な獣肉を「阿波地美栄（ジビエ）」と呼び、それを扱う店舗等を「阿波地美栄取扱店等※13」として28店舗認定しています。このうち、「阿波地美栄」と県産食材を用いた料理を提供する飲食店を「うまいよ！ジビエ料理店※14」として平成28年3月末現在で23店舗を認定しています。

表8 県内で整備された獣肉処理施設一覧

処理施設名	処理獣種	設置年度	備考(活用事業等)
那賀町(木沢シカ肉等加工施設, 2施設)	シカ	H22・H27	国補事業
美馬市(美馬市シカ肉等処理加工施設)	シカ	H22	県単独事業
阿波市(山里のめぐみ)	シカ・イノシシ	H23	自己資金
東みよし町(民宿うり坊)	シカ・イノシシ	H25	自己資金
三好市(祖谷の地美栄)	シカ・イノシシ	H25	国補事業

4 担い手の育成・確保

(1) 指導者等の育成

県では、平成17年度から農業者等に対し現場で直接指導を担う「鳥獣被害対策指導員^{※15}」の育成に努めており、現在延べ95名を養成しました。

表9 鳥獣被害対策指導員養成数（平成27年4月現在）

年 度	H21	H23	H24	H25	H26	H27	合計
養成人数	13	27	19	12	9	15	95

(2) 対策の担い手の育成

集落内の合意形成、地域の実情に応じた総合的な対策を効率的に進めるため、市町村やJAと連携した集落勉強会や、被害現場での現地指導等を通して、地域における対策の担い手を育成しています。

また、狩猟者の育成・確保対策も課題であり、狩猟免許試験の回数を増やし日曜日開催とするとともに、狩猟免許取得希望者を対象とした初心者講習会、啓発活動や、県農業大学校、林業アカデミー、大学等における出前講座、研修会を実施し、若手ハンターをはじめとした新規狩猟者の育成・確保を図っています。

Ⅳ 現状分析に見る今後の課題

1 対策の課題

(1) 防護対策の課題

ア 柵の整備

柵の整備は被害防止に高い効果を発揮していますが、依然被害が沈静化しない要因として、

- ・柵を整備した周辺の集落や新たな集落で発生するなど、被害箇所が移動している場合
- ・柵の不備や破損箇所から侵入を許している場合
- ・造林地では、気象災害等による柵や食害防止チューブの破損・倒伏、メンテナンスの不備から侵入を許している場合

などが考えられます。

このため、被害の実態を的確に把握するとともに、被害状況を分析し、効果的な対策を進める必要があります。

新たに被害が発生している地域への柵の推進、経年変化に対応した柵の保守点検による機能維持・向上、造林地における柵や食害防止チューブの改良・維持管理の支援が求められています。

－柵の整備による被害防除効果－

柵を整備した集落に対し整備後の被害状況を調査した結果、柵で囲った農地の整備翌度は、「被害なし」が72%、「被害減少」が28%となり全箇所では被害軽減効果がみられました。また、柵の整備から一定期間が経過した現在（H27年度）においても、「被害なし」が柵の保守点検の不備や、新たな加害鳥獣の出没への対応の遅れなどにより72%から67%に減少しましたが、依然として効果は維持されていることが確認されました。

侵入防止柵を整備した地区における農作物被害の状況

	柵で囲った農地の被害		柵を設置した集落の被害	
	設置翌年度	現 在	設置翌年度	現 在
①被害がなくなった	72%	67%	36%	26%
②被害は減ったが、まだある	28%	33%	54%	67%
③整備前と変わらない	0%	0%	11%	5%
④整備前より被害が増えた	0%	0%	0%	3%

注1 県実施の関係市町村へのアンケート調査（H28年度、農林水産政策課調査）

注2 H23～25年度整備集落で実施、現在はH27年度の状況、調査数39集落

被害が減少した集落の事例

- ①被害は激減し、地域ぐるみでの点検や補修で現在も効果を維持
- ②被害はほぼなくなり、現在まで状況に変化なし
- ③被害はほぼなくなり、害獣の出没数が減少
- ④柵が破損し害獣が侵入することがあるが、補修により被害を防止

被害が減っていない集落事例

① 柵を整備していない農地や近隣集落への被害の移動

- ・ 柵を整備した集落では確実に効果があったが、近隣の未整備集落で被害が発生し、地域全体としては被害が継続
- ・ 一定期間は被害を防いでいたが、集落全体を囲っていないため、新たな侵入経路が発生し被害が発生

② 柵の点検やメンテナンスの不備

- ・ 電気柵の漏電などで十分な電圧が確保できず、被害が発生
- ・ 集落の高齢化もあり、柵の見回りが十分できずにメンテナンスが不十分となり、被害が増加

③ 多獣種化（設置した柵に対応しない獣種の出没）等による被害

- ・ ワイヤメッシュ柵の設置によりイノシシの被害は減ったが、サルが出没し、新たな被害が発生
- ・ サルが電柱から電線を伝って畑に入るなど、予期せぬ侵入が発生

イ 集落ぐるみの対策の推進

過疎・高齢化が進む中山間において、個人での対応には限界があり、今後は集落ぐるみでの対策の実施が求められています。

生息数が急増し、加害獣が多種化している中、柵の整備だけでは被害を防ぎきれなくなっています。

このため、効果的に被害を防ぐには、柵の整備に加え、集落環境の整備や追い払い等を集落ぐるみで総合的に取り組む必要があります。

加えて、鳥獣被害により営農意欲の減退を招き、耕作放棄の大きな要因となっているとともに、その被害は生活環境にまで及ぶなど定住環境を阻害していることから、集落全体の課題として、効果的な対策に取り組む重要性が高まっています。

ウ 対策の周知

新たに被害が発生した地域において、効果的な対策に取り組んでいただくためには、これまで実施してきた対策の集大成となるマニュアルを作成し、その効果を周知していく必要があります。

加えて、ホームページを活用して広く情報発信することで、更に対策の普及を図る必要があります。

(2) 捕獲対策の課題

捕獲対策の強化により、捕獲数は年々増加し、被害が減少する地域も見られますが、その効果が実感できない地域も存在しています。

その要因の一つとして、農地に出没する個体が捕獲されず、被害の減少には直接つながっていない場合があると推測されます。

このため、現在の捕獲圧を強化し、被害と直結する個体の捕獲や被害状況に応じた捕獲を行うとともに、特定野生鳥獣の生息数を適正值まで減らす必要があります。

(3) 捕獲鳥獣の利活用の課題

「阿波地美栄」は、供給量がまだまだ少なく、県民の皆様の認知度も低い状況にあります。

今後は安定的に供給できる体制づくりを進め、生産と消費両面からの拡大に努めます。

(4) 対策の担い手の課題

過疎・高齢化が進行する中山間地域において、対策を効果的・効率的に進めるためには、集落ぐるみで速やかに対策に取り組む必要があり、その中核を担う「地域リーダー」の育成や、それに向けた指導体制の強化も急務となっています。

加えて、狩猟者の高齢化・担い手不足が深刻な状況となっており、今後も現在と同様の捕獲圧を維持するためには、新たな捕獲体制の検討や、狩猟者の育成・確保、新規狩猟者の技術向上が急務となっています。

2 推進体制と役割分担の明確化

効率的に効果的な対策を推進するためには、県の推進体制を強化するとともに、県や市町村、関係農業団体等の役割分担を明確にし、連携して対策に取り組む必要があります。

第3章 基本方針

I 実施期間

平成29年度から平成33年度までの5年間とします。

II 基本目標

野生鳥獣による農林水産業等に対する被害を防止し、農作物等の被害の半減を目指します。

このため、次の4つの項目について重点的に取り組むとともに、防護と捕獲を両輪とする対策のさらなる強化を図ることにより、県民の皆様が被害の減少を実感でき、農林水産業が発展することを目指します。

1 防護対策の強化

2 捕獲対策の強化

3 捕獲鳥獣の利活用の推進

4 担い手の育成・確保



Ⅲ 具体的な取組方向

1 防護対策の強化

(1) 農作物の防護対策

ア 被害と対策の実態把握

関係機関や県民の皆様と連携して、目撃情報の収集、現地調査等により、被害や生息の状況の的確な把握に努めます。

また、県が被害状況や対策について、県内集落へのアンケート調査を実施し、被害状況と対策の効果を分析します。

イ 柵の整備と機能維持・向上の推進

被害状況や対策の効果について分析し、その結果に基づき、効果的に柵の整備を実施します。

新たに被害が発生している地域において、重点的に柵を整備するとともに、整備により被害が周辺に移動することを周知し、地域全体で整備することにより、被害を未然に防ぐ取り組みを推進します。

また、効果が十分に発揮されていない柵については、市町村、関係機関とも連携して個別にフォローアップし、適切な設置方法や保守点検の重要性を啓発するとともに、技術的な支援を強化し、機能維持・向上に努めます。

ウ 集落ぐるみの総合対策の推進

対策は、個々の農業者が実施する「点の対策」から、集落ぐるみの取り組みに対する「面の対策」への転換を図り、柵の整備、柵の点検、追い払いや、耕作放棄地対策と併せた集落環境整備等の総合的な対策について、集落ぐるみでの実施を推進し、「集落対策」として取り組みます。

このため、県は、市町村、ＪＡ等と連携し、集落の計画作りや合意形成を支援し、鳥獣を近づけない集落として自ら活動できるよう、自立を促します。

エ モデル集落の育成と普及

集落ぐるみの取り組みを推進するため、県は、市町村やＪＡ等と連携し、集落の意識醸成、専門家の指導による集落点検や研修会等により、深刻な被害の集落や過疎高齢化に対応するなど、総合的な対策に取り組む「被害ゼロ集落」を集中的にモデル育成します。

また、県は鳥獣の出没、被害状況の調査により効果を検証し、PDCAサイクルにより「モデル集落」の対策強化と効果の維持・向上を図るとともに、速やかな普及に努めます。

(2) 森林における防護対策

間伐等の適正な森林整備を実施するとともに、広葉樹林や針・広混交林の育成等によって、多様で健全な森づくりを推進します。

また、平成29年度からは、森林法に基づく「鳥獣害防止森林区域※16」を新たに設置し、当該区域内において、造林木の確実な育成を図るため、柵や保護チューブ等の造林木に対する防護措置を実施するとともに、加害鳥獣の生息状況に応じて、防護措置と捕獲を一体的に行い、効果を高めるよう努めます。

(3) 効果的な対策の推進方法

ア 獣種別の「対策マニュアル」の策定

集落ぐるみの対策に自立して取り組めるよう、これまで取り組んできた対策を取りまとめ、本県における被害の実態に即した、獣種別の「被害防止“まるわかり”マニュアル（仮称）」を策定し、加害する鳥獣と地域特性に応じた効果的な対策の普及、推進を図ります。

イ 情報の共有と普及・啓発

県ホームページ「とくしま鳥獣被害対策情報広場」を活用し、農林漁業者はもとより、県民の皆様との情報共有を進め、被害の状況や対策、県内外の先進事例等を情報発信します。

また、意識啓発を図るため、フォーラムや、各種研修会を開催します。

さらに、農林漁業者を始め県民の皆様に対して、誘引物の放置が安易な餌付け行為につながるなどについての理解を深めていきます。

2 捕獲対策の強化

(1) 効率的・効果的な捕獲の推進

イノシシ・ニホンジカについては、有害鳥獣捕獲・指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲及び狩猟を更に推進し、ニホンザルについては、モニタリング調査により、出没動向を的確に予想し計画的な捕獲を行います。

カワウについては、安易な捕獲や追い払いは生息域を拡散させる可能性があるため、内水面漁業関係者、市町村、日本野鳥の会徳島支部、猟友会等と連携し、生息状況や行動域の把握に努め、科学的な知見に基づいた「シャープシューティング※¹⁷」などの個体数管理を検討します。

さらに、「捕獲檻遠隔監視システム※¹⁸」等のICTの活用や、大型捕獲檻を用いた群れ単位の大量捕獲、選択的捕獲等の捕獲技術の導入など、捕獲技術の高度化を推進します。

(2) 国の施策等の有効活用

「市町村等が策定する「市町村被害防止計画※¹⁹」に基づき、鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業」の更なる予算の確保に努め、有害捕獲に要した経費を補助し、捕獲を促進します。

「指定管理鳥獣捕獲等事業」では、県が主体となって捕獲目標や具体的な事業内容を定め、鳥獣保護区内等においても増えすぎたニホンジカとイノシシの個体数を減少させるために捕獲を実施します。

また、捕獲機会を増やすため、イノシシとニホンジカの狩猟期間を3月31日までの16日間延長し、狩猟を促進します。

(3) 新たな捕獲システムの構築

地区有害駆除班が実施するニホンザルなどの捕獲作業のうち、捕獲従事者の担い手不足に対応するため、エサやりや見回り等に集落住民が参画する「集落内協働捕獲」の実証を進め、地区有害駆除班の労力負担を軽減しつつ、当該地域で加害する鳥獣の捕獲を促進します。

また、「鳥獣被害対策実施隊（以下、「実施隊」という。）※²⁰」による捕獲活動を強化するモデルを育成し、その取り組みの拡大を図ります。

(4) 四国4県等関係機関との広域連携

隣接する高知県、愛媛県、香川県と連携したニホンジカの一斉捕獲を実施するとともに、生息状況や捕獲状況などの情報共有を図るなど、連携強化に努めます。

また、「四国地域野生鳥獣対策ネットワーク※²¹」、「中国四国カワウ広域協議会※²²」、「中部近畿カワウ広域協議会※²³」等において、関係各府県と連携した対策の推進を図ります。

3 捕獲鳥獣の利活用の促進

(1) 安定出荷・供給体制の強化

新たな処理加工施設の整備を推進するとともに、処理施設の技術向上を図り、「阿波地美栄」の安定的な供給づくりを推進します。

また、処理施設の次代を担う後継者育成を視野に入れ、食肉利用を前提とした捕獲を行い、安全で安心な処理の知識と技術を兼ね備えた「ジビエハンター※²⁴（仮称）」の育成を図るとともに、外国人観光客（ハラルを含む）にも対応できる供給体制について検討を進めます。

(2) 衛生的な処理加工の徹底

ガイドラインに基づき、狩猟から処理、食肉としての販売、消費に至る行程に従事する関係者が安全性の徹底を図り、衛生的な処理を行う処理施設の認証及びトレースが可能な適正表示を行う優良施設の認定とそのPRを行います。

さらに、E型肝炎等や腸管出血性大腸菌等のモニタリング調査を行うための体制づくりを行い、安全で安心な「阿波地美栄」を提供するための衛生対策に努めます。

(3) 加工品の開発と安全対策

外食産業向けや一般消費者向けの加工品の開発により、ロース肉、モモ肉以外の部位の利用拡大を推進し、生産拡大と新たな需要を喚起し、処理施設の経営安定を図ります。

また、「阿波地美栄」加工製品について、製品化に必要な化学的根拠に基づく助言と指導を行い、規格基準の遵守や期限設定に必要な検査等の実施することで、安全衛生面から製品開発を支援します。

(4) 「阿波地美栄」の消費拡大と魅力発信

「阿波地美栄」のPRによる認知度の向上を図り、消費拡大につなげます。

また、県ホームページの多言語化の強化を図り、外国人観光客に情報を発信します。

県内は「とくしま農林漁家民宿」を中心に「うまいよ！ジビエ料理店」を拡大させるとともに、首都圏等に「阿波地美栄取扱店」を展開し、「阿波地美栄」を新たな地域資源として活性化を図る集落を育成します。

4 担い手の育成・確保

(1) 指導体制の強化

平成28年度に、県に初めて配置した技術的専門員（任期付き）等による普及指導員や市町村等の担当者のスキルアップを図り、県下の指導体制を強化します。

また、市町村等において、現場で対策を総合的に指導できる人材を確保するため、「鳥獣被害対策指導員」の養成や、対策の専門的な技術を有する職員の配置を推進し、担い手育成を支援する体制を強化します。

(2) 「地域リーダー」の育成

中山間地域の過疎高齢化が進む中、集落内の合意形成、地域の実情に応じた総合的な対策を効率的に進めるために、鳥獣の生態や対策についての正しい知識と技術に加え、「集落対策」の重要性を理解した「地域リーダー」を育成し、集落の自立を促します。

このため、UIJターン者、地域興し協力隊員や新規就農者を対象に研修会の開催やモデル集落の育成を通じ、地域の対策の中核となる人材を育成します。

(3) 次代の鳥獣対策を担う農林漁業者の育成

対策を学ぶ機会を増やすため、ウェブ講座の開設や専門家による出前講座などにより、広く研修機会を確保し、被害対策に係る知識・技術向上を図ることで、集落や農地を自ら守る農業者等を育成します。

近年は、中山間地域の振興と絡めて鳥獣被害についても興味を持つ学生が増加傾向にあることから、県は大学との連携強化を図りながら、出前講座、体験学習などの実施、インターンシップ制度や研修の受入れについて、積極的に取り組みます。

(4) 狩猟者の育成・確保

捕獲の担い手である狩猟者を新たに確保するため、狩猟免許取得希望者を対象とした講習会、狩猟免許取得に向けた広報やイベントを利用した啓発を実施します。

また、平成26年度に、わな猟免許取得資格年齢が「18歳以上」に引き下げられたため、林業アカデミー、県内大学等において狩猟免許取得のための出前講座や研修会を実施するなど、次代を担う狩猟者の育成・確保に努めます。

さらには、実猟者を育成するため、ベテランハンターによる現場で捕獲の技術指導、捕獲鳥獣をジビエとして利用するための研修会を通じて、真のハンターへのステップアップを助長し、将来の対策の担い手となる若手狩猟者の育成を行います。

加えて、県や市町村等の職員、農林漁業者への狩猟免許取得を推進します。

5 獣種別の取組方向

(1) イノシシ

柵の重点的な整備とメンテナンスによる機能維持・向上，集落環境の整備によりエサ場を減らすとともに，捕獲の強化により効果的に被害を防止します。

さらに，水稻のヒコバエ，放任果樹，収穫残さなど誘引物の適正管理の徹底や，耕作放棄地や出没経路などの刈り払い，山林と農地の境界を明確にする緩衝帯の整備などの普及を図ります。

(2) ニホンジカ

県内を5つユニット（地域）に区分して，個体数の管理目標を設定し，適正な生息密度に誘導するとともに，集落や農林地を防護する侵入防止柵や食害防止チューブ等の整備などの防護対策を計画的に進め，併せて森林や集落の環境整備を行います。

また，生息密度が高まっていることから，被害や生息状況の実態把握を行い，緊急的な有害鳥獣捕獲や狩猟の促進，捕獲体制の強化や他県との連携促進を図ります。

加えて，処理施設の整備や適正処理のための実施体制を整え，「阿波地美栄」の安定供給と消費拡大を促進します。

(3) ニホンザル

加害群の生息動向や被害状況を把握し，群れの特性に応じた順応的管理と対策を行い，人とサルとの軋轢を低減します。

防護対策では，電気さくの設定とその適切な管理や，放任果樹など誘引物除去，モンキードッグを利用した追い払い等，地域の実情に応じた総合的な「集落対策」を推進します。

また，無計画な捕獲は群れの分裂を誘発して被害が拡大する可能性があることから，出没調査やGPS等を活用したテレメトリー調査等により，加害群の行動域や個体数調査を実施した上で，群れの特性や加害レベルに応じた順応的管理により，加害群の半減を目指します。

(4) カワウ

カワウによるアユ等有用魚種の食害を防除するため，平成16年度から，県事業において，河川環境を熟知する漁協関係者が，ロケット花火・テグス等による食害防除や銃器による捕獲を行うとともに，被害状況を把握するために飛来数を調査しています。

今後は，漁業関係者はもとより，「関西広域連合」をはじめとした関係府県と連携し被害状況や生息状況などについて情報収集を重ね，対策を実施するとともに，カワウ対策の先進地視察やコロニーの現地調査を行い，その結果を踏まえ，「シャープシューティング」など本県に適したカワウの対策を検討します。

(5) その他鳥類

対策に苦慮している地域も多く、カラス、カモ等の被害の状況に対応した効果の高い対策を、地域の実情に応じて進める必要があるため、有効な技術等の情報収集や現地実証を行います。

また、被害が増加しているカモによるレンコン被害の対策については、ICTやドローンを活用した効果的な追い払いなどの検討を進めます。

市町村においては被害防止計画等に基づき、人間と鳥との緊張感を保つための銃や捕獲檻による捕獲、追い払い、放任果樹や収穫残さなどの誘引物の管理徹底、防鳥ネットやテグス等による防護対策を組み合わせ、地域や産地が一体となって対策を実施します。

(6) その他動物

ハクビシン等による被害が散見されていることから、果樹産地などの生産現場では、ほ場周囲へのネット設置による侵入防止や箱わな等による捕獲を推進します。

また、アライグマについては「特定外来生物^{※25}」に指定されていることから、県の所管課や市町村等が連携を図りながら適切に対策を進める必要があります。このため、市町村被害防止計画に基づき、捕獲を徹底して除去を目指し、農作物被害の予防対策に努めます。

Ⅳ 目標値

1 防護対策の強化

柵等の対策を実施した集落を対象としたモニタリング調査を継続して実施し、「被害ゼロ集落」の育成を図ります。

	基準年	5年後
○集落で取り組んだ防止施設等の整備件数（累計）	㉗ 1,327件	→ ㉓ 1,750件
○「被害ゼロ集落」のモデル育成数（累計）	㉗ 0集落	→ ㉓ 84集落
○柵の機能維持・向上の支援集落数（累計）	㉗ 0集落	→ ㉓ 500集落
○モンキードッグの育成頭数（累計）	㉗ 50集落	→ ㉓ 80集落
○鳥獣被害対策造林地面積（累計）	㉗ 116ha	→ ㉓ 840ha
○新たなカワウ被害防止対策の実施箇所数（累計）	㉗ 2箇所	→ ㉓ 12箇所

2 捕獲対策の強化

国が示した「抜本的な鳥獣捕獲強化対策（環境省・農林水産省）」に準じて、平成35年度までにイノシシ、ニホンジカの生息数を半減させるとともに、ニホンザルは加害群の半減、カワウは被害を与える生息数を半減させることを目標に、鳥獣捕獲強化対策に取り組むこととしています。

また、イノシシ、ニホンジカについては、モニタリング調査を継続して実施し、捕獲目標を見直す「順応的管理」により、積極的な捕獲を推進します。
(特定鳥獣管理計画の目標値に準じる)

	基準年	5年後
○鳥獣被害実施隊が捕獲活動に従事する市町村数	㉗ 10市町村	→ ㉓ 19市町村
○「集落内協働捕獲」に取り組む集落数	㉗ 0集落	→ ㉓ 10集落

3 捕獲鳥獣の利活用の促進

「阿波地美栄」の安定供給、消費拡大、安全性の強化を図ります。

	基準年	5年後
○ニホンジカの処理加工頭数	㉗ 375頭	→ ㉓ 600頭
○「阿波地美栄」取扱店舗数（累計）	㉗ 23店舗	→ ㉓ 46店舗

4 担い手の育成・確保

被害の現場での指導体制の強化、地域の対策の核となる人材の育成を図ります。

	基準年	5年後
○鳥獣被害対策指導員の養成人数（累計）	㉗ 95人	→ ㉓ 143人
○「ジビエハンター」の育成数（累計）	㉗ 0人	→ ㉓ 15人

V 推進体制と役割分担

農林水産業者、生産者団体、関係団体、市町村及び県がそれぞれの立場で対策に向けた取り組みを行うとともに、専門家の技術や知識を有効活用し、連携を図りながら対策を進めます。

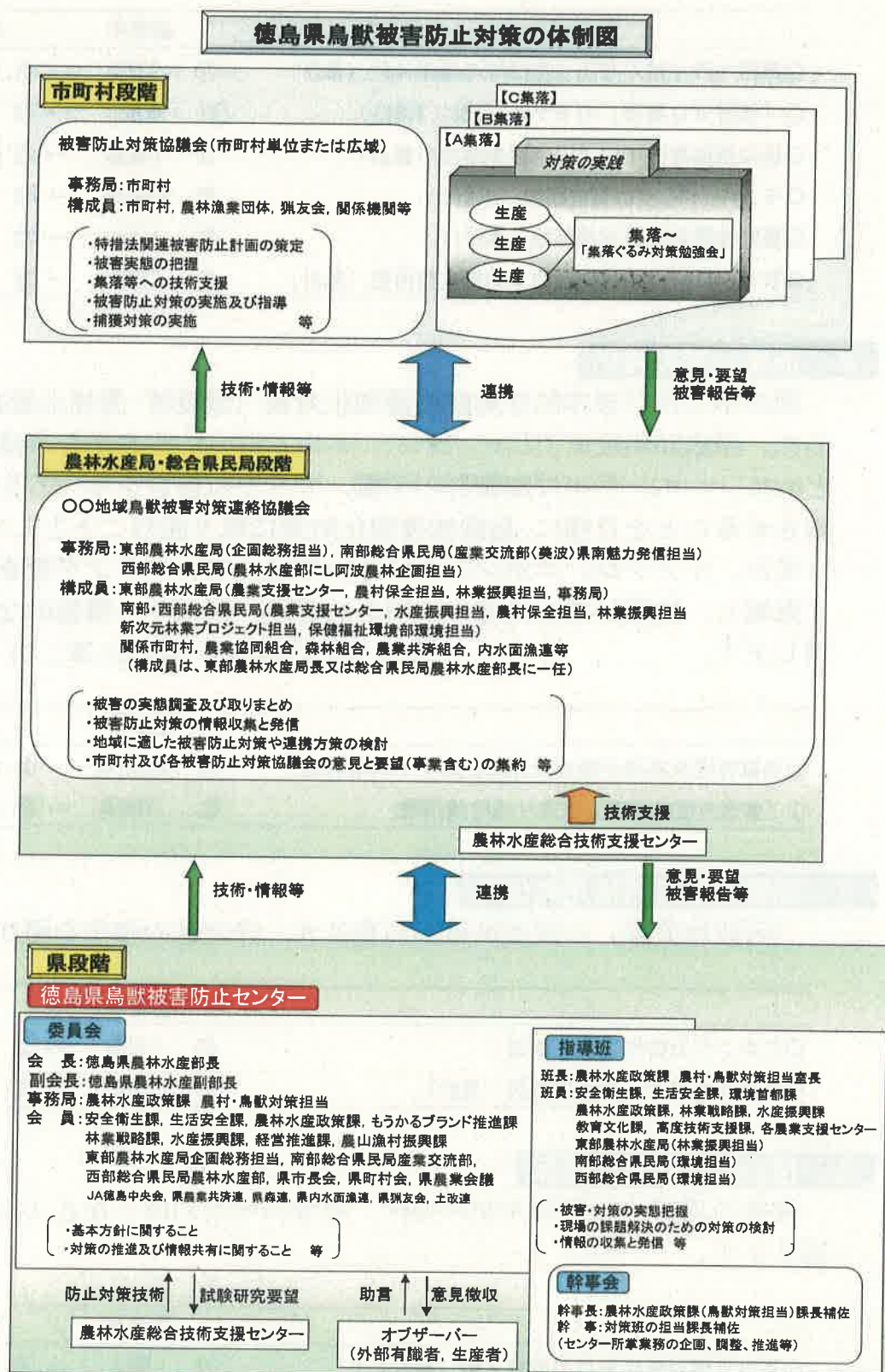


図12 推進体制と連携関係

1 県

被害防止計画に基づく市町村の取り組みが、効果的に推進されるよう、予算の確保に努めます。国や近隣県との連携を図るとともに、先進地における情報収集を進め、ホームページ等で情報発信を行います。

また、部局間の連携を密にし、それぞれの所掌事業を最大限に活用し対策を推進します。

2 徳島県鳥獣被害防止センター

関係団体との連携や情報共有により対策を効果的・効率的に進めるため、県の対策の方向性や基本方針の策定、県施策の成果検証、農林水産被害防止技術等に関する情報発信や対策の支援や普及・啓発を進めるなど、本県の対策を総括します。

3 地域鳥獣被害対策連絡協議会

総合県民局及び東部農林水産局単位で3ブロックに設置しており、市町村、JA、森林組合、地区猟友会、その他関係団体等との連携強化、情報収集や国や県への要望調査、地域の効果的な被害対策の普及・推進を行います。

4 市町村

「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下、「鳥獣被害防止特措法」という。）※²⁶」に基づき、「市町村被害防止計画」を定め、「市町村鳥獣被害対策協議会※²⁷」を中心として、きめ細かな被害実態の把握、市町村全域での対策と有害鳥獣捕獲体制の整備を図り、生産者や生産者団体、猟友会等関係機関を含めた組織の強化を促進・支援するとともに、県や関係団体等と連携して効率的かつ効果的な対策の普及を推進します。

5 鳥獣被害対策実施隊

対象鳥獣の捕獲、追い払い活動、柵の設置等、市町村の被害防止計画に基づき対策に従事するものとします。また、市町村は、「鳥獣被害防止特措法」に基づき、市町村ごとの取組内容について、当該市町村の被害防止計画を踏まえ、地域の実情に応じて捕獲活動等の実施など体制強化を図ります。

6 集落・農林業者等

被害集落では、市町村や「鳥獣被害対策実施隊」等の協力を得ながら、柵の整備、集落における鳥獣の誘引物除去や追い払い等の集落ぐるみの活動により、鳥獣を近づけない集落づくりに努めるとともに、捕獲についても、地域の実情に応じて、餌やりや見回りの捕獲作業の補助を担う地区有害駆除班との協働に取り組みます。

また、農林業者等は所有する農林地等の柵や食害防止チューブの整備やエサとなる誘引物の除去、狩猟免許を取得するなど、自ら野生鳥獣から守る取り組みの実践に努めます。

7 捕獲活動者

野生鳥獣に関する豊富な知識を持つ捕獲技能者として、県又は市町村の捕獲対策に貢献するとともに、次代の狩猟者育成や各種調査の要請に対する協力に努めます。

また、必要に応じて、「鳥獣被害対策実施隊」や「捕獲隊」の指導者及びその構成員として地域の捕獲対策強化への協力に努め、加えて、捕獲獣の有効活用を図るため、地域の処理施設への搬入を更に進めます。

8 県民

本県の農林水産業の維持・発展や、野生鳥獣と人との棲み分けを図るため、野生鳥獣による被害とその対策、特に「誘引物の放置が安易な餌付け行為につながる事」についての関心と理解を深め、それぞれの立場で対策に寄与するよう努めます。

また、野生鳥獣の生息や農作物・生活被害の情報提供に協力します。

表10 鳥獣対策に係る各部の役割分担

	主な業務	所管する法律	内 容
農林水産部	農林水産業への被害に関すること	鳥獣による農林水産業に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（鳥獣被害防止特措法）	・農林水産物被害の防止対策（侵入防止柵、モデル集落育成、モンキートックの導入等） ・農作物被害調査 ・捕獲鳥獣の有効活用 ・鳥獣被害防止センター（関係団体連携組織）
危機管理部	適正管理・捕獲に関すること	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）	・鳥獣の適正管理（サル・シカ・イノシシ） ・指定管理鳥獣の捕獲（シカ・イノシシ） ・狩猟及び人材育成（捕獲許可：クマ、サル等） ・団体指導（猟友会） ・鳥獣保護区 ・阿波地美栄処理衛生管理力・イトライン他
県民環境部	生物多様性に関すること	特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（外来生物法） 絶滅の恐れのある野生動植物の種の保存に関する法律（野生動植物保存法）	・希少野生生物の保護対策（コウノトリ等）
教育委員会	文化財の保護に関すること	文化財保護法	・指定文化財（カモシカ等の天然記念物）の捕獲等現状を変更する行為への許可 ・指定文化財の生息状況調査 ・指定文化財による食害等被害防止対策

※1 徳島県鳥獣被害防止センター

農林水産業に対する野生鳥獣被害対策の総合窓口として、平成18年4月1日に設置。県関係各課（室）及び関係機関団体の連携調整と情報共有、被害防止対策関係の事業を進める。平成24年度に組織再編を行い、構成員として関係団体（9団体）を新たに加えるとともに、東部農林水産局、各総合県民局に「地域鳥獣被害対策連絡協議会」を設置し、連携体制の強化を図っている。事務局は徳島県農林水産政策課。

※2 特定鳥獣管理計画

県では、第二種特定鳥獣管理計画として、「第4期イノシシ適正管理計画」、「第4期ニホンジカ適正管理計画」、「第2期ニホンザル適正管理計画」を策定し、特定鳥獣の生息状況にもとづく管理手法を定めている。

※3 鳥獣被害防止総合対策交付金

野生鳥獣による被害の深刻化・広域化に対応するため、「鳥獣被害防止特措法」に基づき、「被害防止計画」を策定した市町村は、被害対策の実施に当たり、平成20年度から、国の交付金を活用した支援を受けることができ、各地域協議会が実施する地域ぐるみの被害防止活動や、侵入防止柵の整備等を県が支援。事業実施主体は、市町村、地域協議会等。

※4 モンキードッグ

農業被害及び生活被害を防止するため、ニホンザルなどの野生鳥獣を追い払うことを目的として訓練された犬。徳島県はモンキードッグの適正な利用及び管理方法についてガイドラインを定め（平成20年4月）、それに基づいて養成。

※5 鳥獣被害地図情報システム

コンピュータ上のGIS地図情報に農作物被害額、柵の整備状況、鳥獣の生息状況、捕獲状況などの様々な情報を付加して一元管理し、地図情報を組み合わせて参照できるように表示機能を持ったシステム。柵の整備や被害情報の管理に活用。

※6 鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業

農作物に被害を及ぼす野生鳥獣の個体数を集中的かつ効果的に抑制することを目的に、平成25、26年度に「鳥獣被害防止緊急捕獲等対策」が基金事業として実施。平成27年度からは「鳥獣被害防止総合対策交付金」に移行。

主な支援内容は、野生鳥獣の捕獲活動経費（上限8,000円/頭など）や捕獲個体の処理経費への支援（推進事業）。

※7 指定管理鳥獣捕獲等事業

平成25年度に環境省と農林水産省が打ち出した、「抜本的な鳥獣捕獲強化対策」の目標実現に向け、積極的な個体群管理を行うために、環境大臣が集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣を「指定管理鳥獣」として指定（シカ、イノシシ）し、都道府県等が捕獲を行う事業を創設。

これを受け、県では、平成27年度から指定管理鳥獣捕獲等事業に取り組み、ニホンジカを対象管理鳥獣として、3事業実施地域（中部山溪、剣山山系、阿南・海部海岸）で事業を実施し、平成28年度は、新たにイノシシを対象管理鳥獣として、県が主体となった捕獲事業を実施。

※8 大型捕獲檻

一度に多くの個体を捕獲することを目的とした大型の箱わな又は囲いわな。

より効率の高い捕獲方法として赤外線感知式トリガー作動装置などを設置し、ニホンザルやニホンジカなどを群れごとに捕獲する場合などに用いられる。

※9 有害鳥獣捕獲

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）」（以下「鳥獣保護法」と言う。）に基づき、鳥獣による生活環境、農林水産業等に係る被害を防止するため実施する鳥獣の捕獲等又は鳥類卵の採取等に関する制度。一般捕獲と予察捕獲とがある。

有害捕獲活動は、被害者等からの申請に基づき、県又は市町村が許可する。

※10 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（鳥獣保護管理法）

平成25年5月に、「鳥獣保護法」が改正され、「鳥獣の保護」、「狩猟の適正化」に加えて、「鳥獣の管理」が追加された。増えすぎたニホンジカやイノシシが自然生態系への影響及び、農林水産業への被害の深刻化や、狩猟者の減少・高齢化により担い手の育成も必要なことから法改正が行われた。

※11 阿波地美栄処理施設衛生管理ガイドライン

平成22年に、より安全で安心なシカ肉・イノシシ肉が食用と供給されるため、「徳島県シカ肉・イノシシ肉処理衛生管理ガイドライン」を策定。さらに、シカ肉等の安全性と品質確保を推進するための必要な取組として、狩猟から処理、食肉として販売、消費に至る行程において、狩猟者やシカ肉等を取り扱う食肉処理業者の関係者が共通して守るべき衛生措置を盛り込み、平成27年9月に策定。

※12 阿波地美栄処理施設衛生管理認証制度

「阿波地美栄処理衛生管理ガイドライン」に沿った適切な処理加工や表示の適正化、さらにはトレーサビリティシステムの導入など、事業者が自主的な取り組みを評価し、「阿波地美栄処理衛生管理施設」として認証する制度。

※13 阿波地美栄取扱店

「阿波地美栄処理施設衛生管理ガイドライン」に則した処理施設から出荷された、安全で安心なシカ肉等を「阿波地美栄」と称し、「阿波地美栄」及びその加工品を販売する施設（H28.4月現在、取扱店28店舗）。

※14 うまいよ！ジビエ料理店

「阿波地美栄取扱店」のうち、「阿波地美栄」と本県産の野菜、果実、魚介類等の食材や調味料等を使用した地域色豊かな料理を提供する飲食店等を、特に「うまいよ！ジビエ料理店」として知事が認定（H28.4月現在23店舗）。

※15 鳥獣被害対策指導員

野生鳥獣による農作物被害を防止するための専門的知識を有し、農家等に対する確な防除技術等を指導する者として、徳島県が養成、登録した市町村・JA・農業共済組合等の職員を言う。

養成研修では、加害鳥獣の種類、ほ場条件、作物等を考慮し、生態や習性、加害レベルなどに基づいた対策の指導能力や、推進体制づくりや行政施策との調整などを総合的に実施できる能力や知識の取得を図る。

※16 鳥獣害防止森林区域

森林内におけるシカ被害が全国的に拡大している状況を背景に、平成28年5月に森林法が改正され、県が策定する地域森林計画に「鳥獣害の防止に関する事項」が追加された。

この改正に基づき、吉川地域森林計画及び那賀・海部川地域森林計画に鳥獣害対策を重点的に行う「鳥獣害防止森林区域」の設定基準や当該区域内での鳥獣害防止対策の方針を次のとおり定めている。

なお、「鳥獣害防止森林区域」の具体的な区域については、市町村が策定する市町村森林整備計画において設定される。

【設定基準】

現に被害を受けている森林又は今後被害が発生する恐れがある森林等を対象とするために、国の被害状況調査データや県・市町村が持つ鳥獣害データ等を用い、明確な根拠に基づき設定する。

【防止対策の方針】

区域内においては、造林木の確実な育成を図るため、防護柵や保護チューブ等の造林木に対する保護措置を実施する。また、対象鳥獣の生息状況に応じて、保護措置と捕獲を一体的に行い、保護措置の効果を高めるよう努める。

※17 シャープシューティング

捕獲による生息区域の拡散、加害する群れの分裂、捕獲による警戒心の高まった個体発生等を防ぐため、科学的な知識を有する者が、科学的な根拠に基づき行う捕獲。繁殖期に捕獲数を決め、効果的な捕獲場所で一斉に捕獲する場合、餌付けを行った上で、捕獲を実施し、一度の捕獲で少数の群れの全頭を捕獲する場合や、捕獲したい個体を選択的に捕獲する場合などに用いられる。

※18 捕獲檻遠隔監視システム

捕獲檻の入り口付近等に監視カメラを設置し、パソコンや携帯電話等を用いて監視しながら、目的とする獣が檻に入ったことを確認して、末端の画面のボタンを操作し、遠隔操作により檻の入り口を閉めて効率的に捕獲するシステム。

※19 市町村被害防止計画

「鳥獣被害防止特措法」の施行により、市町村は、単独又は共同して、鳥獣による農林水産業等に係る被害を防止するための計画（3年計画）を定めることができ、作成すれば国の地方交付税や財政上の措置を受けることができる。

現在、23市町村において、20の被害防止計画を策定。

※20 鳥獣被害対策実施隊

鳥獣被害防止特措法において、市町村は、対象鳥獣の捕獲、防護柵の設置、その他の被害防止計画に基づく被害防止施策を適切に実施するため、鳥獣被害対策実施隊を設けることができ、市町村長が、市町村職員の中から指名した者及び一般の方の中から被害防止対策への積極的な参加が見込まれる者を任命して編制。

現在、19市町村が設置。

設置して活動すると、活動経費の8割の特別交付税措置や、主として捕獲に従事する隊員の狩猟税が2分の1に軽減される等の優遇措置を受けることができる。

※21 四国地域野生鳥獣対策ネットワーク

四国地域における野生鳥獣に対する適切な保護・管理、効率的な対策の在り方等に関する情報交換や専門知識の研さん、対策の広域連携等を図るために、平成20年5月に設立された会議。会員として国の機関、四国4県、独立行政法人、地区協議会（市町村・農業団体）、賛助会員として防止施設製造業者等により構成される。事務局は農林水産省中国四国農政局農村振興部農村環境課。

※22 中国四国カワウ広域協議会

環境省では、カワウは絶滅危惧種として「鳥獣の保護と狩猟に関する法律」により保護してきたが、近年、著しくその数が増加し、農林水産業や生態系等の被害の発生要因となり、カワウが狩猟鳥獣に追加（平成19年5月法改正、同年6月施行）。これにより、狩猟期間においては有害捕獲の許可を受けずカワウを捕獲できるようになった。

平成25年10月から、農林水産省中国四国地方環境事務所が事務局となり、平成26年7月に設立、平成27年8月には「中国四国カワウ広域管理指針」が策定された。参加県は9県（鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知）。

※23 中部近畿カワウ広域協議会

広域的移動を行う習性のあるカワウに対し、水産被害対策を広域で推進するため、平成18年5月22日に本県を含む中部・近畿15府県の行政機関及び関係団体等により設立された協議会。

【関西広域連合】

府県を超えた行政課題を解決するための行政組織で、その部会として、府県境を超えて移動、関西各地で被害を及ぼしているカワウについて、広域的な視点に基づいた取り組みを推進するため、平成24年11月に「関西地域カワウ広域保護管理計画」を策定。

※24 ジビエハンター

次代の処理施設を担う後継者として育成することを前提に、食肉処理を前提とした捕獲を行うハンターで、食肉処理研修や安全衛生講習を受講し、安全衛生に関する知識を兼ね備え、安全な処理を行うための捕獲技術を習得した者。

※25 特定外来生物

外来生物（海外起源の外来種）であって、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中から指定される。特定外来生物は、生きているものに限られ、個体だけではなく、卵、種子、器官なども含まれる。

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年6月2日法律第78号）」（「外来生物法」）により、外来生物の規制及び防除に関する事項が定められている。

この法律において、日本在来の生物を捕食したり、これらと競合することにより、生態系を損ねたり、人の生命・身体、農林水産業に被害、又はその恐れのある外来生物による被害を防止するために、これらを「特定外来生物」等として指定し、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入等について規制を行うとともに、必要に応じて国や自治体が野外等の外来生物の防除を行うことが定められている。

※26 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律 （鳥獣被害防止特措法）

農山漁村地域において鳥獣による農林水産業等に係る被害が深刻な状況にあり、その被害防止のための施策を総合的かつ効果的に推進し、農林水産業の発展及び農山漁村地域の振興への寄与を目的に、議員立法として平成19年12月4日に臨時国会に提出され、同14日に可決・成立し、平成20年2月21日に施行された。

※27 市町村鳥獣被害対策協議会

「鳥獣被害防止特措法」に基づき「市町村被害防止計画」を策定した市町村は、各種の対策を実施する場合、市町村及び市町村を含む団体を事業実施主体として、国の交付金による支援を受けることができ、現在、町村広域及び市町村単独で18協議会が設置。

主要な加害鳥獣の生態、被害対策と課題

	イノシシ	ニホンジカ	ニホンザル	カワウ
生態特徴	昼夜を問わず活動、農地には主に夜間出没。成獣のジャンプ力は1m以上。年1回の繁殖で4～5頭出産、寿命はオスが6歳、メスが10歳程度。	昼夜を問わず活動。成獣のジャンプ力は1.5m以上。2歳から出産開始、毎年1頭出産、捕獲しなければ、4～5年で倍増。寿命は4年、最長で15年程度。自然増加率は約17.5%。	主にメスとその子の母系集団で構成する10～100頭の群れで日出～日没に活動、夜間は行動しない。6～7歳から出産開始、2～3年毎に1頭出産、寿命は20歳前後。自然増加率は約15%。	内湾を中心とした沿岸部から内陸の河川などに分布し、集団で生活をする。特に、夜は多くのカワウが集まって、休息・睡眠をとる。エサとなる魚を求めて集団で季節的移動を行う。
食性	植物、昆虫、ミミズ等	ほとんどの植物(特定種類を除く)	植物、昆虫等	魚食性(海水域～淡水域)
農林水産物被害	農作物全般(特に水稻)、タケノコ等	農作物全般、若齢造林木、植物全般、樹皮	果樹、野菜、水稻等。エサは生後に学習 注1)	アユ、オイカワ、ウナギ等
個体数の適正管理	農地周辺の継続的な捕獲圧が必要。個体数把握は階層ベイズ法※2で実施。	個体数管理にはモニタリング調査や計画的な捕獲が必要。個体数把握は階層ベイズ法※2で実施。	安易な捕獲は群れの分裂を助長し被害が拡大する恐れがあり、捕獲前に生息調査が必要。個体数把握は直接カウントが有効。	銃器による捕獲や巢内の卵を擬卵と置き換えることによる繁殖抑制が有効。個体数把握はねぐらにおける直接カウントが有効。
物理的防除	電気柵、トタン柵、ワイヤーメッシュ柵等の設置が有効。適切な設置と保守点検を実施しなければ効果が発揮されない。	ワイヤーメッシュ柵、ネット柵、食害防止チューブ等の設置が有効。皮剥防止には樹木ガード等の設置が有効。	電気柵設置、ネットによる囲い込みが有効。電気柵では金属柵と組み合わせて設置すると多獣種にも対応できる。	水面若しくは休息場所へのテグスの設置が有効。テグス、煙火等複数の方法を組み合わせることが有効。
その他の防除	一時的な効果は見られるが慣れが生じるため、短期的な使用又は複数の方法を組み合わせる等の工夫が必要。			簡易魚礁の設置による放流魚、産卵親魚の保護が有効。
農地管理	収穫残さの除去、耕作放棄地の整備、放置果樹等の伐採など野生獣の誘因要素の除去が有効。また、林地との境界に緩衝地帯を設置したり、作付けの工夫等も有効である。			ねぐらとなる樹木の伐採による追い出しは有効であるが、他の河川や地域へ飛来するおそれがある。

注1) エサとなる食物は生後に学習するため、農作物に依存すると加害対象の作物が増加